

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 5月20日現在

機関番号：12301

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22520009

研究課題名（和文）臨床倫理学の原理論および方法論の基礎づけ

研究課題名（英文）Groundworking for fundamentals and methodology of clinical ethics

研究代表者

服部 健司（HATTORI KENJI）

群馬大学・大学院医学系研究科・教授

研究者番号：90312884

研究成果の概要（和文）：

臨床倫理学は個別のケースの中に埋もれ隠れている倫理問題を剖出し、蓋然的かつ暫定的な解消を図るための原理的枠組を確立し、根拠づけることをめざす。現代カズイストリならびにデイルタイ以降の解釈学の方法論的有効性の検討を通して、臨床倫理学は想像力と解釈が決定的に重要であるという点で必然的に文学との親和性を有すること、それゆえその基礎づけには文学の哲学が枢要であることを示した。

研究成果の概要（英文）：

Clinical ethics is enterprises to establish a framework and its validity for elucidating ethical issues lying in each case in the clinical setting and presenting probable and tentative resolutions. By examining critically methodological efficacy of modern casuistry and hermeneutics after Dilthey, we argued that clinical ethics inevitably has a strong affinity to literature in that imagination and interpretation play crucial roles in both, and that philosophy of literature is relevant to the groundwork for clinical ethics.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2011年度	900,000	270,000	1,170,000
2012年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	2,800,000	840,000	3,640,000

研究分野：臨床倫理学

科研費の分科・細目：哲学・哲学・倫理学

キーワード：臨床倫理学、倫理学、文学の哲学、反原則主義、解釈学

1. 研究開始当初の背景

臨床倫理学 (clinical ethics) は、医療という非日常的でときに一種限界状況的な場

にあって、医療者のみならず患者やその家族、さらには社会の一員をふくめ、およそ人間はどのように振舞うべきか、あるいは振舞うこ

とがゆるされるのか、という問いの総体である。こうして臨床倫理学は、あくまで一回的、歴史的、個別的な性格をもつ臨床上の個々のケースに即して具体的に倫理問題を考えていく。翻れば、各論的ではあっても関係当事者の特殊事情を捨象して事柄や行為の是非を論じる医療倫理学(medical ethics)とは本来的に性格を異にしている。

にもかかわらず、1970年代末のピーチャム&チルドレスの試論の登場以来、自律、恩恵、無危害、公正という倫理四原則を個々のケースにはほぼ半ば機械的に適用することで倫理問題の解決を図ろうとする流儀がしだいに臨床倫理学の主潮流になり、今日に至っている。ところが、諸原則の適用を滑らかに行うためにはケースの個別的な特殊性は可能なかぎり捨象されなければならないことに注意を払う必要がある。それが正当なのだとしたら、もはや学としての臨床倫理学は不要であり、規範中心的な医療倫理学の中に単なるその例証としてケースが置かれることで十分とみなされることになるだろう。しかし、原則主義に対しては、ケアの倫理を掲げるフェミニズムをはじめ、異議申し立ての論陣が相次いで張られるようになった。その中には徳倫理学やカズイストリといった、かつて隆盛を誇ったものを再評価しようと呼ぶものから、ナラティブ・アプローチのように比較的新しい視点のものまでが含まれる。このように臨床倫理学の方法論に関しては今日なお依然としていまだ五里霧中とよばれるにふさわしい状況にある。こうした原理論および方法論の基礎づけの不確からしさは、単に学問上の思弁的次元にとどまるものでは決してなく、教育現場における具体的教授法および内容に恣意性と不統一性をもたらし元となっている。

研究代表者はこれまでも臨床倫理学の方法論をめぐって多層的な考察を行ってきた。その過程で明らかにしてきたことは、次の二点に約言することができる。すなわち、第一に、臨床倫理学の特異性はケーススタディに存すること。第二に、ケーススタディの成果が豊かであるか貧しいかを決定する要因はすでにケースそのものの物語論的特性のうち存すること。より具体的には、カルテや症例報告を範型とした客観的自然科学的な視点からの記述よりも、見えない陰の部分、発せられる言葉の曖昧さ、明示あるいは暗示される意思の両義性をそのままに残した、パフチンに倣えば、多声性を含んだ文学的叙法こそが臨床倫理学ケースにふさわしい叙法であること、である。

2. 研究の目的

臨床倫理学の特異性にかんたったケースの

ポイエシス的な構成の叙法に着目した研究代表者のこれまでの研究の方向性を反転させることにして、本研究ではケースの解釈の方法論の妥当性への問いへと展開した。聖書や歴史とは区別され、むしろ文学テクストに近い臨床倫理学ケースについての解釈がそもそもいかなる特性をもつのか、それが可能である条件は何なのか、解釈学の歴史的展開をふまえて、さらには歴史哲学や近年成果をあげつつある〈文学の哲学(philosophy of literature)〉を手がかりに考察した。

ヌスバウムやカニンガムをはじめ、アリストテレスの流れを汲む倫理学者たちは倫理学理論を補完するものとして文学の意義に注目してきた。小説の中の人物たちは徳を体現しており、倫理的感受性を陶冶するには具体的な物語が有用である、というわけである。またローティのように、残酷さを回避し連帯へといたるための社会的問題状況を描出している文学に価値を置く立場もある。種々の文学作品を活用した教育実践の報告も決して少なくない。しかしながら、本研究のめざしたこと、本研究における文学の位置づけはこれらの立場とは異なっている。すなわち本研究は、文学を素材として利用することの意義やその方法を問うものではなく、学としての臨床倫理学そのものの可能性の根拠を基礎づける際に文学や歴史学を参照項としようとしたのであり、さらには現場での教育実践の方法論にまで考察の射程を広げるものであった。

3. 研究の方法

(1) 臨床倫理学は、すでにあらわになっている医療倫理問題を一般化した次元で抽象的に考える営みではなく、個別のケースの中に埋もれ隠れている問題群を剖出するとともに、蓋然的かつ暫定的な解消を図るための原理的枠組を確立し、根拠づけようとする。しかしケーススタディは、道徳原理の妥当性をめぐり徹底的に合理的な論証の場ではなく、むしろ想像力を駆使して関係当事者の個別的経験に寄り添い、ケースそのものを読み解く工程を含んでいる。そこで、臨床倫理学の対象であり、臨床倫理学を鍛えあげる力をもつケースは、生身の人間の生の綾を写すものであり、文学的テクストとみなすことができる。

従来ややもすると臨床倫理学をあたかも倫理学や医療倫理学の下位の一分野とみなすきらいがあったが、このような硬直した自明視を見直さなければならない。テクストをどのように読み込むのが正当なのかという問題は古来、解釈学の関心であった。こうして臨床倫理学と、文学、解釈学との関係性を解き明かすことが、本研究の基礎的研究の第

一步と考えられた。

(2) 抽象的な原理を持ち出し、判断の難しいケースに演繹的に適用しようとするピーチャム&チルドレスの原則主義に抗して、ジョンセンらが対案として提出したのが現代カズイストリである。ピーチャム&チルドレスらがその大部な『生命医学倫理』の改訂を繰り返す度に原則主義が変容してきたのと同様に、ジョンセンらの立場も『臨床倫理』の改訂に伴って、むしろピーチャム&チルドレスにすり寄るかのごとき言明が見てとれるようになってはいるが、現代カズイストリは依然として、原則主義に対抗する有力な論であることにかわりない。本邦の臨床倫理研修の場などで原則主義とともに広く使用されている四分法という手法が、実は現代カズイストリの一部分を切り離し独立させたものに他ならないということはあまり知られていないようである。そこで、現代カズイストリの理念、歴史、方法論を概括したのち、それに向けられた諸批判を瞥見しながら、臨床倫理学の方法論としての可能性と制約、そして課題を探った。

(3) 臨床倫理学の対象としての個々のケースがまず文学的に読み解かれるべき性格を帯びているとして、そもそもケースを読み誤るとは、あるいはその反対に正しく読むとは、どういうことなのだろうか。というのも、ケーススタディを実際に行ってみると、ケースの読み、すなわち患者や家族の言動の意味やその動因、仕草や表情、真意の解釈には、ケーススタディの参加者の間で大きなばらつきがあることはよく経験される明白な事実である。その際、一体いずれの読みが妥当なのか、その判断をどのように決定することができるのか。また、ケース解釈の正否の別があるとして、臨床現場に関わる医療者や学生たちに向けてそれはどのように教えることができるのか。推論と判断の前提となるケースの一暗示的な意味や隠れた脈絡をも探る一いわば深読みの具体的方法と当否について考察した。

(4) テクストの妥当な読み方を探りあてるための技法の探求は古来、解釈学と呼ばれてきた。近代には、その対象範囲が拡大され、学としての基礎づけが意識されるようになり、さらにやがてハイデガーとガダマーによって解釈学の根本性格は単なる方法論から存在論へと読み替えられることとなった。解釈学の哲学化の動向それ自体は否定されるべきものではないが、しかしそれで方法論としての解釈学の基礎づけという課題が解消霧散するわけでない。哲学的解釈学は、いわば大文字の伝統の中に屹立する偉大な古典

的芸術作品が、時間的な隔たりを越え、地平融合によって了解可能であることを説くのであるが、臨床倫理学で理解しようとする対象は市井の人々の、ときに相反する価値観に支えられた多様な生きざまである。それゆえ、経験的心理学的なものを高みから拒絶することはできない。そこで、他者の個別的な心的生を追構成的に生き生きと理解する内的過程の可能性とその根拠を究明しようとしたディルタイへと遡ることによって、個別的な生の理解の基礎を探ることにした。

4. 研究成果

(1) 解釈学を経由して文学を意識した臨床倫理学は、個々のケースに即席にしてゆるぎない解決法を差し出すことができない。むしろそうした解決法に疑義を呈するのが解釈学である。すべて解釈は仮のものであり、決定的で包括的な解釈は実在しない。解釈学的アプローチはつねに多義性を残す。これは臨床倫理学にとって致命的なことではない。文学的テキストが思いもよらないような切り口からの新たな解釈の余地を常に残し開いたままであり続けるのは確かなことであるが、もつれた糸が急にほどけたように感じられ、腑に落ちる解釈に出会うことがあるというのもまま経験される確かなことである。テキストとしての個々のケースを読み解くことで臨床倫理学が終わるわけでない。その先、読みや判断の妥当性、想像力や直観の位置づけ、文脈主義や個別主義を容認できるのかといった問題を考え抜き、臨床倫理学を学の名にふさわしい仕方で基礎づけようとする上で、文学の哲学をさらに精査することが今後の課題となる。

(2) 現代カズイストリは中世で発達しルネッサンス期に隆盛を極めたイエズス会の倫理問題解決技法を理論化したものである。カズイストリは、高次の原理や倫理学理論の演繹によらずに、個々のこみいった倫理問題をかかえたケースに対して、人間的な経験と生の細部に対する理解と修辞学的推論とによって、健全な、しかしあくまでも暫定的で蓋然的な道徳的判断を下そうとする実践的方法である。

カズイストリはケースに内在する特異的な諸事情の細部を捨象しないケース中心的な技法であるとされるが、ジョンセンらの現代カズイストリは、典型的ケースを両端とする線分上に同系の様々なケースを配置する幾何学的図絵によって、倫理的判断の体系化・客観化を図ろうとするという点で、単なる個別主義や文脈主義と区別されることを望んでいる。しかし、こうした図式化体系化への強い欲求は、もともと対をなしていたは

ずの原則主義の方へとカズイストリを向かわせることになる。個々のケースはやはり他の諸ケースとの類比や対照によってしか考察することはできないのだろうか。諸類型の体系的図絵化の中心に据えられるべき典型的ケースの措定、さらにはその系への個別ケースの布置の妥当性の疑義、社会慣行の容認傾向や射程の狭さといった、かねてから指摘されていた難点以上に、原則主義と状況主義の間で、それぞれに近寄りつつ、同時に、自らのアイデンティティと客観性への強い欲求のために両者に反発せざるをえず、結果として宙づりになっていることそのこと自体が、ボトムアップ型のケースメソッドの代名詞、現代カズイストリの窮状を表わしているということができる。

(3) ケーススタディの最初期段階で個別ケースを理解する際に文学的想像力が大きな役割を果たし、その読みの妥当性の判断根拠が問われるという点で、臨床倫理学は文学と根本的な課題を共有している。そこから、小・中学校の国語での小説・詩の読み方の教授法をめぐる半世紀以上の教育論史を参照し、歴史の浅い臨床倫理学とその教育上の論点を浮き彫りにするという着想を得た。戦後の文学教育では〈解釈学的作者中心主義ないし正解到達主義〉対〈読者論〉、〈分析コードを用いた客観的技術的な読み〉対〈主体的な読み〉を軸に論戦が展開されてきた。この図式はそのまま臨床倫理学に重なる。昨今趨勢の正解到達主義および分析コード主義に抗して、斎藤喜博や武田常夫らの教育実践に実現されているような、機微を重んじた主体的な読みのぶつけ合いを志向する、問題発見的反省的なあり方こそが、臨床倫理学にとってもまた枢要であることを明らかにした。

(4) 自然科学と対をなす精神科学を下支える方法論であるかぎりにおいて解釈学はそれ自体、学的性格を有さなければならない。こうして徹底して学を志向するあまりディルタイは結局、個性を同種的な類型へと切り上げてしまった。ディルタイは一人の作家が生涯のうちに描いた作中人物には同じ血が流れており、家族的類縁性をなすと述べるに至る。こうして類型を経由しなければ個性に至れないのならば、臨床倫理学はカズイストリに向かうことが必定である。個性の理解の可能性と根拠を見据えるためにディルタイが捨てた心理主義を批判的に深く再検討する必要がある。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 6件)

① 服部健司、臨床倫理学教育と国語科文学教育、生命倫理、査読有、23号、2012、pp. 86-93

② 権卜揆、他、服部健司、他、重症患者の終末期医療における意思決定に関する調査結果の韓中日3国間の比較、*J Med Ethics*、査読有、38巻、2012、pp. 310-316

③ 服部健司、ケースで考える臨床現場の倫理、死生学年報2011、査読有、2011、pp. 75-92

④ 服部健司、看護部で求められる倫理教育とスタッフの倫理的感性の育て方、看護部長通信、査読無(依頼原稿)、8巻6号、2011、pp. 49-54

⑤ 服部健司、臨床倫理学におけるカズイストリの可能性、生命倫理、査読有、22号、2011、pp. 52-60

⑥ 服部健司、臨床倫理学と文学、医学哲学医学倫理、査読有、27号、2010、pp. 49-57

〔学会発表〕(計 8件)

① 服部健司、臨床倫理学における個性の問題、日韓医療倫理学円卓会議、2013・2・15、野上本館会議室(別府市、大分県)

② 服部健司、臨床倫理学教育と国語科文学教育、日本生命倫理学会、2011・10・16、早稲田大学(東京都)

③ 服部健司、臨床倫理学教育においてドラマ・ケースを用いることの重要な意義について、ヨーロッパ医療倫理学会年次大会、2011・9・15、ホテル・デデマン(イスタンブール、トルコ共和国)

④ 服部健司、臨床倫理学教育におけるケース構成法、臨床倫理・コンサルテーション国際会議、2011・5・19、自由大学(アムステルダム、オランダ王国)

⑤ 服部健司、臨床倫理学教育に適したケースはワイルド・ケースか、それとも手なずけられたケースか、国立台湾大学医療倫理学国際会議、2010・12・18、国立台湾大学(台北、台湾)

⑥ 服部健司、臨床倫理学におけるカズイストリの可能性、日本生命倫理学会、2010・11・21、藤田保健衛生大学(豊明市、愛知県)

〔図書〕(計 4件)

① 服部健司、医療者と倫理、法令の構成と

医師関連法規、医師の役割と医師法、世界の医師倫理規定、精神疾患患者の場合、コンプライアンスとアドヒアランス、(盛永審一郎・松島哲久編、丸善出版、医学生のための生命倫理、2012)、pp. 82-89、114-115、122-123

② 服部健司、チーム医療の時代における看護、告知：患者と家族の間で、守秘義務、判断能力のない子ども、判断能力を欠いた成人、精神疾患患者の場合、コンプライアンスとアドヒアランス、(盛永審一郎・長島隆編、丸善出版、看護学生のための医療倫理、2012)、pp. 4-5、72-81、84-85

③ 服部健司、臨床倫理学の教育方法と実際－ケーススタディ中心型授業の手法、(藤野昭宏・伴信太郎編、丸善出版、シリーズ生命倫理学 19 巻 医療倫理教育、2012)、pp. 63-84

④ 服部健司・伊東隆雄 編著、メヂカルフレンド社、医療倫理学のABC 第2版、2012、302 頁の 67%

〔産業財産権〕

○出願状況 (計 0 件)

○取得状況 (計 0 件)

〔その他〕

ホームページ等

<http://square.umin.ac.jp/medphilo/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

服部 健司 (HATTORI KENJI)

群馬大学・大学院医学系研究科・教授

研究者番号：90312884

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし